

令和3年4月1日より、箕面市に 市街化調整区域の開発許可等の権限が移譲されます！

箕面市での市街化調整区域における以下の事務については、**令和3年4月1日以降**は、箕面市みどりまちづくり部審査指導室（箕面市役所別館4階）で行うことになりますので、ご注意願います。

- 都市計画法第29条の規定による開発許可及びこれに関連する事務
- 宅地造成等規制法第8条の規定による宅地造成許可及びこれに関連する事務

なお、二つの市町村にまたがる区域における上記の事務は、引き続き大阪府において行います。

.....

事務移譲に伴う申請等の事務取扱いの期日について

府で処理する申請書類等の提出期限を下記のとおりとしますので、あらかじめ御了承ください。
なお、以下の事務について、それぞれの期日の翌日以降に申請等を行うものについては、箕面市において処理することとなりますので、ご注意願います。

事前協議

- 原則として、令和3年3月8日（月）午前中までに府が受け付けた事前協議書については、府が処理します。

許可申請

- 原則として、以下の期日までに府が受け付けたものについては、府が審査し処理します。
 - ・開発許可（変更許可を含む）
※ただし、開発審査会の議を経る必要のあるものは
令和3年4月1日以降に箕面市へ提出してください。
 - ・宅造許可（変更許可を含む）
 - ・都市計画法第37条第1号の建築承認申請
 - ・都市計画法第45条の地位承継申請
 - ・都市計画法施行規則第60条申請
 - ・宅地造成等規制法施行規則第30条の書面の交付
- } 令和3年3月8日（月）
- } 令和3年3月15日（月）

完了検査

- 原則として、令和3年3月15日（月）午前中までに府が受け付けた完了届出書については、府が処理します。

開発登録簿閲覧・交付

- 令和3年3月31日（水）まで府において閲覧・交付事務を行います。

問合せ先

大阪府建築部建築指導室審査指導課開発許可グループ

電話：06-6210-9722